

## 新旧対照表（2023年4月1日実施）

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	いいだのでんき		BIGLOBEでんき	
料金プラン	いいだのでんき M／L（北海道）	いいだのでんき M／L（北海道D）	BIGLOBEでんき M／L（北海道）	BIGLOBEでんき M／L（北海道D）
新旧対照表	[7][8][13]	[1][2][13]	[7][9][13]	[1][3][13]

サービス名称	UQでんき		じぶんでんき	
料金プラン	UQでんき M／L（北海道）	UQでんき M／L（北海道D）	じぶんでんき M／L（北海道）	じぶんでんき M／L（北海道D）
新旧対照表	[7][10][13]	[1][4][13]	[7][11][13]	[1][5][13]

サービス名称	グランパスでんき		モンストでんき		Pontaでんき	
料金プラン	グランパスでんき M／L（北海道）	グランパスでんき M／L（北海道D）	モンストでんき M／L（北海道）	モンストでんき M／L（北海道D）	Pontaでんき M／L（北海道）	Pontaでんき M／L（北海道D）
新旧対照表	[7][12][13]	[1][6][13]	[7][12][13]	[1][6][13]	[7][12][13]	[1][6][13]

サービス名称	四季でんき、SKE48でんき、A N Aでんき、ARUHI でんき、よみぽでんき、ピクシブでんきプラン、JAFでんき、ペルソナでんき、でんきクラブ（タカシマヤコース）、ゆめカードでんき、グローバルポイントでんき、めぶきd eでんき、N Cでんき、Vポイントでんき、わくわくでんき
新旧対照表	[1][6][13]

[1] ■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款（北海道電力・auEL） <b>2022年7月1日実施</b>	でんき契約約款（北海道電力・auEL） <b>2023年4月1日実施</b>
<p><b>1 適用</b></p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（北海道電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。</p> <p>（略）</p>	<p><b>1 適用</b></p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（北海道電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。</p> <p>（略）</p>
<p><b>2 でんき約款および料金表の変更</b></p> <p>(1) お客さまの一般的利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することができます。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北海道電力・auEL）および料金表によります。</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、このでんき約款または料金表を変更する必要が生じた場合</p> <p>（略）</p>	<p><b>2 でんき約款および料金表の変更</b></p> <p>(1) お客さまの一般的利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することができます。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北海道電力・auEL）および料金表によります。</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、このでんき約款または料金表を変更する必要が生じた場合</p> <p>（略）</p>
<p><b>5 契約電流および契約容量</b></p> <p>(1) 契約電流</p>	<p><b>5 契約電流および契約容量</b></p> <p>(1) 契約電流</p>

<p>イ 契約電流は 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし, お客様の申出によって定めます。</p> <p>ロ 当該一般送配電事業者は, 契約電流に応じて, 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし, お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 当該一般送配電事業者は, 電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>(2) 契約容量</p> <p>契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 次により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお, 北海道電力, auEL または当該一般送配電事業者は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 契約電流は 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし, お客様の申出によって定めます。</p> <p>ロ 当該一般送配電事業者等は, 契約電流に応じて, 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし, お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 当該一般送配電事業者等は, 電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>(2) 契約容量</p> <p>契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 次により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお, 北海道電力, auEL または当該一般送配電事業者等は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>7 需給契約の申込み</b></p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は, あらかじめこのでんき約款, 料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ, 次の事項を明らかにして, 北海道電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし, auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別, 供給電気方式, 需給地点（電気の需給が行われる地点をいい, 託送約款等に定める供給地点といたします。）, 需要場所（供給地点特定番号を含みます。）, 供給電圧, 契約主開閉器, 契約電流, 契約容量, 発電設備, 業種, 用途, 使用開始希望日, 使用期間および料金の支払方法</p> <p>なお, このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について, お客様が auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には, お客様の氏名, 住所, 支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は, 用地事情等により供給開始までに長期間を要するこ</p>	<p><b>7 需給契約の申込み</b></p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は, あらかじめこのでんき約款, 料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ, 次の事項を明らかにして, 北海道電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし, auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別, 供給電気方式, 需給地点（電気の需給が行われる地点をいい, 託送約款等に定める供給地点といたします。）, 需要場所（供給地点特定番号を含みます。）, 供給電圧, 契約主開閉器, 契約電流, 契約容量, 発電設備および蓄電池, 業種, 用途, 使用開始希望日, 使用期間および料金の支払方法</p> <p>なお, このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について, お客様が auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には, お客様の氏名, 住所, 支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は, 用地事情等により供給開始までに長期間を要するこ</p>

<p>とがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>	<p>とがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>
<p><b>8 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ～ロ (略)</p>	<p><b>8 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ お客様の需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</p>
<p><b>10 需給契約の単位</b></p> <p>北海道電力および auEL は、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等、1 需要場所において、北海道電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別（北海道電力が別に定める特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）に定める契約種別を含みます。）を複数適用する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p>	<p><b>10 需給契約の単位</b></p> <p>北海道電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等、1 需要場所において、北海道電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別（北海道電力が別に定める特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）に定める契約種別を含みます。）を複数適用する場合</p> <p>(2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客様からの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。</p>
<p><b>13 承諾の限界および遵守事項</b></p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>北海道電力または auEL は、法令、電気の需給状況、お客様（需給契約上の地位を承継する新たなお客様を含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りする</p>	<p><b>13 承諾の限界および遵守事項</b></p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>北海道電力または auEL は、法令、電気の需給状況、お客様（需給契約上の地位を承継する新たなお客様を含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りする</p>

<p>ことがあります。この場合、auELは、その理由をお知らせいたします。 (略)</p>	<p>ことがあります。この場合、auELは、その理由をお知らせいたします。 (略)</p>
<p><b>27 供給の停止</b></p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)</p>	<p><b>27 供給の停止</b></p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)</p>
<p><b>28 供給停止の解除</b></p> <p>27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p><b>28 供給停止の解除</b></p> <p>27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p><b>30 使用の制限または中止</b></p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。 (略)</p>	<p><b>30 使用の制限または中止</b></p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。 (略)</p>
<p><b>31 損害賠償の免責</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力およびauELの責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)</p>	<p><b>31 損害賠償の免責</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力およびauELの責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)</p>

<p><b>32 設備の賠償</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北海道電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、北海道電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p><b>32 設備の賠償</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北海道電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、北海道電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>
<p><b>35 需給契約の廃止</b></p> <p>(1) お客様がこのでんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者は、原則として、お客様が auEL に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客様が auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>(略)</p> <p>□ 北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>35 需給契約の廃止</b></p> <p>(1) お客様がこのでんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客様が auEL に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客様が auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>(略)</p> <p>□ 北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費負担金等相当額の精算</b></p> <p>お客様が、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとされる場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、北海道電力は、お客様からその金額を申し受けます。</p>	<p><b>36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費負担金等相当額の精算</b></p> <p>お客様が、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止ようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとされる場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、北海道電力は、お客様からその金額を申し受けます。</p>
<p><b>37 解約等</b></p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および auEL は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p><b>37 解約等</b></p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および auEL は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p>

<p>す。</p> <p>イ 27（供給の停止）により当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>（略）</p> <p>（2）お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>す。</p> <p>イ 27（供給の停止）により当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>（略）</p> <p>（2）お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p><b>39 供給方法および工事</b></p> <p>（1）電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>（略）</p>	<p><b>39 供給方法および工事</b></p> <p>（1）電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>（略）</p>
<p><b>40 工事費負担金等相当額の申受け等</b></p> <p>（1）北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、北海道電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>（略）</p> <p>（3）北海道電力が当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北海道電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>（略）</p> <p>（5）お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北海道電力は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。</p>	<p><b>40 工事費負担金等相当額の申受け等</b></p> <p>（1）北海道電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、北海道電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>（略）</p> <p>（3）北海道電力が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北海道電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>（略）</p> <p>（5）お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北海道電力は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。</p>
<p><b>附 則（実施期日）</b></p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p>

このでんき約款は、**2022年7月1日**から実施いたします。

このでんき約款は、**2023年4月1日**から実施いたします。

[2]■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																
<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) いいだのでんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>310.00 円 (341.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>465.00 円 (511.50 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>620.00 円 (682.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>930.00 円 (1,023.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,240.00 円 (1,364.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,550.00 円 (1,705.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,860.00 円 (2,046.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)	契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)	契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)	契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)	契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)	<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) いいだのでんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>340.00 円 (374.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>510.00 円 (561.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>680.00 円 (748.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,020.00 円 (1,122.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,360.00 円 (1,496.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,700.00 円 (1,870.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,040.00 円 (2,244.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)	契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)	契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)	契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)	契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)																																
契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)																																
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)																																
契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)																																

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(略)

(2) いいだのでんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310.00 円 (341.00 円)

### (D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

(略)

(2) いいだのでんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	340.00 円 (374.00 円)

### (D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>								
<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="233 482 938 595"> <tr> <th data-bbox="233 482 557 595"> </th><th data-bbox="557 482 938 595">税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td data-bbox="233 552 557 595">1 キロワット時につき</td><td data-bbox="557 552 938 595">17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）</td></tr> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）	<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1260 482 1965 595"> <tr> <th data-bbox="1260 482 1583 595"> </th><th data-bbox="1583 482 1965 595">税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td data-bbox="1260 552 1583 595">1 キロワット時につき</td><td data-bbox="1583 552 1965 595">0.179 円（0.197 円）</td></tr> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）								
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2023 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>								

[3]■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																
<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) BIGLOBE でんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>310.00 円 (341.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>465.00 円 (511.50 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>620.00 円 (682.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>930.00 円 (1,023.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,240.00 円 (1,364.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,550.00 円 (1,705.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,860.00 円 (2,046.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)	契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)	契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)	契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)	契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)	<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) BIGLOBE でんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>340.00 円 (374.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>510.00 円 (561.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>680.00 円 (748.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,020.00 円 (1,122.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,360.00 円 (1,496.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,700.00 円 (1,870.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,040.00 円 (2,244.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)	契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)	契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)	契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)	契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)																																
契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)																																
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)																																
契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)																																

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(略)

(2) BIGLOBE でんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310.00 円 (341.00 円)

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

(略)

(2) BIGLOBE でんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	340.00 円 (374.00 円)

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>								
<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="233 482 938 593"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）	<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1260 482 1965 593"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>0.179 円（0.197 円）</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）								
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2023 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>								

[4] ■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																
<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) UQ でんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>310.00 円 (341.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>465.00 円 (511.50 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>620.00 円 (682.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>930.00 円 (1,023.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,240.00 円 (1,364.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,550.00 円 (1,705.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,860.00 円 (2,046.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)	契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)	契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)	契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)	契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)	<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) UQ でんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>340.00 円 (374.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>510.00 円 (561.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>680.00 円 (748.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,020.00 円 (1,122.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,360.00 円 (1,496.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,700.00 円 (1,870.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,040.00 円 (2,244.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)	契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)	契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)	契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)	契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)																																
契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)																																
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)																																
契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)																																

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(略)

(2) UQ でんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310.00 円 (341.00 円)

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(略)

## 13 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

(略)

(2) UQ でんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	340.00 円 (374.00 円)

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

(略)

## 13 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>								
<p><b>14 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="233 482 938 595"> <tr> <th data-bbox="233 482 557 595"> </th><th data-bbox="557 482 938 595">税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td data-bbox="233 552 557 595">1 キロワット時につき</td><td data-bbox="557 552 938 595">17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）</td></tr> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）	<p><b>14 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1260 482 1965 595"> <tr> <th data-bbox="1260 482 1583 595"> </th><th data-bbox="1583 482 1965 595">税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td data-bbox="1260 552 1583 595">1 キロワット時につき</td><td data-bbox="1583 552 1965 595">0.179 円（0.197 円）</td></tr> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）								
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2023 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>								

[5]■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																																
<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) じぶんでんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>310.00 円 (341.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>465.00 円 (511.50 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>620.00 円 (682.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>930.00 円 (1,023.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,240.00 円 (1,364.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,550.00 円 (1,705.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,860.00 円 (2,046.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)	契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)	契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)	契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)	契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)	<p><b>1 契 約 種 別</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) じぶんでんきM（北海道D）（以下「種別M」といいます。）</p> <p><b>イ 適用範囲</b></p> <p>電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>二 料 金</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>340.00 円 (374.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>510.00 円 (561.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>680.00 円 (748.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,020.00 円 (1,122.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,360.00 円 (1,496.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,700.00 円 (1,870.00 円)</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,040.00 円 (2,244.00 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(D) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)	契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)	契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)	契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)	契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)																																
契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)																																
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)																																
契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)																																

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(略)

(2) じぶんでんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310.00 円 (341.00 円)

### (D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

(略)

(2) じぶndeんき L (北海道D) (以下「種別 L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	340.00 円 (374.00 円)

### (D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>								
<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="233 482 938 593"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）	<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1260 482 1965 593"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>0.179 円（0.197 円）</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）								
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2023 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>								

[6] ■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																																
<b>1 契 約 種 別</b> (略) (1) プランM（北海道D）（以下「プランM」といいます。）	<b>1 契 約 種 別</b> (略) (1) プランM（北海道D）（以下「プランM」といいます。）																																
<b>イ 適用範囲</b> 電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 (略)	<b>イ 適用範囲</b> 電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 (略)																																
<b>二 料 金</b> (略) (1) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	<b>二 料 金</b> (略) (1) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td>310.00 円 (341.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td>465.00 円 (511.50 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td>620.00 円 (682.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>930.00 円 (1,023.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,240.00 円 (1,364.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,550.00 円 (1,705.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,860.00 円 (2,046.00 円)</td> </tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)	契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)	契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)	契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)	契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td>340.00 円 (374.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td>510.00 円 (561.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td>680.00 円 (748.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>1,020.00 円 (1,122.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,360.00 円 (1,496.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,700.00 円 (1,870.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>2,040.00 円 (2,244.00 円)</td> </tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)	契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)	契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)	契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)	契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)	契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	310.00 円 (341.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	465.00 円 (511.50 円)																																
契約電流 20 アンペア	620.00 円 (682.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	930.00 円 (1,023.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円 (1,364.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円 (1,705.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円 (2,046.00 円)																																
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	340.00 円 (374.00 円)																																
契約電流 15 アンペア	510.00 円 (561.00 円)																																
契約電流 20 アンペア	680.00 円 (748.00 円)																																
契約電流 30 アンペア	1,020.00 円 (1,122.00 円)																																
契約電流 40 アンペア	1,360.00 円 (1,496.00 円)																																
契約電流 50 アンペア	1,700.00 円 (1,870.00 円)																																
契約電流 60 アンペア	2,040.00 円 (2,244.00 円)																																
(II) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	(II) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。																																

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

(略)

(2) プラン L (北海道D) (以下「プラン L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310.00 円 (341.00 円)

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円 (23.96 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円 (33.97 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

(略)

(2) プラン L (北海道D) (以下「プラン L」といいます。)

(略)

## 二 料金

(略)

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	340.00 円 (374.00 円)

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円 (30.63 円)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円 (34.35 円)

## 11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>								
<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="233 482 938 593"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）	<p><b>12 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1260 482 1965 593"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>0.179 円（0.197 円）</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	17 錢 9 厘（19 錢 7 厘）								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）								
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2023 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>								

[7] ■ でんき契約約款

改定前（旧）	改定後（新）
<b>でんき契約約款</b> <b>2023年2月22日実施</b>	<b>でんき契約約款</b> <b>2023年4月1日実施</b>
6 需給契約の申込み (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。  (略)	6 需給契約の申込み (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 (略)
7 需給契約の成立および契約期間 (略) (2) 契約期間は、次によります。 イ～ロ（略）	7 需給契約の成立および契約期間 (略) (2) 契約期間は、次によります。 イ～ロ（略） ハ お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。
9 需給契約の単位 当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。	9 需給契約の単位 当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客様からの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

<p><b>10 供給の開始</b></p> <p>(1) 当該一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。</p> <p>(略)</p>	<p><b>10 供給の開始</b></p> <p>(1) 当該一般送配電事業者等所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。</p> <p>(略)</p>
<p><b>14 検針</b></p> <p>検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。</p>	<p><b>14 検針</b></p> <p>検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。</p>
<p><b>16 使用電力量の計量</b></p> <p>(1) 当社は、当該一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>16 使用電力量の計量</b></p> <p>(1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>22 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(略)</p> <p>(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務</p>	<p><b>22 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(略)</p> <p>(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務</p>
<p><b>23 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合</p>	<p><b>23 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合</p>

(略)	(略)
24 供給の停止または使用の制限もしくは中止  託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、当社は、料金の減額は行いません。	24 供給の停止または使用の制限もしくは中止  託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、当社は、料金の減額は行いません。
25 損害賠償および債務の履行の免責  (1) 10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、もしくは電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。  (略)	25 損害賠償および債務の履行の免責  (1) 10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、もしくは電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。  (略)
26 設備の賠償  お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。  (略)	26 設備の賠償  お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。  (略)
30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算  (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。  (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算  (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。  (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
33 供給設備等の施設	33 供給設備等の施設

<p>(1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けすることがあります。</p> <p>(2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けありますが。</p> <p>(2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。</p> <p>（略）</p>
<p><b>34 工事費負担金</b></p> <p>お客さまが新たに電気を使用し，もしくは契約容量等を増加され，これにともない新たに供給設備を施設する場合，または，新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで，お客さまの希望により供給設備を変更する場合で，当社が託送約款等に基づいて，当該一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は，当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。</p>	<p><b>34 工事費負担金</b></p> <p>お客さまが新たに電気を使用し，もしくは契約容量等を増加され，これにともない新たに供給設備を施設する場合，または，新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで，お客さまの希望により供給設備を変更する場合で，当社が託送約款等に基づいて，当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は，当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。</p>
<p><b>36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</b></p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受ける場合があります。</p>	<p><b>36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</b></p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受ける場合があります。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p><b>1 本約款の実施期日</b></p> <p>本約款は，<b>2023年2月22日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p><b>1 本約款の実施期日</b></p> <p>本約款は，<b>2023年4月1日</b>から実施いたします。</p>

[8]■ でんき契約約款料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）				
<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(1) この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表2（提供エリア）のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>1－1 いいだのでんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、 東京、北陸、九 州</td><td> <p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(1) この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表2（提供エリア）のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>1－1 いいだのでんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、 東京、北陸、九 州</td><td> <p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>				
北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>				

<p>四国</p> <p>(略)</p>	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。</p>	<p>四国</p> <p>(略)</p>	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p>
<p>1 – 2 いいだのでんき L</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p>	<p>1 – 2 いいだのでんき L</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p>
<p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(略)</p>	<p>2 いいだのでんきM料金表</p> <p>(1) いいだのでんきM（北海道）</p> <p>イ 基本料金</p>	<p>2 いいだのでんきM料金表</p> <p>(1) いいだのでんきM（北海道）</p> <p>イ 基本料金</p>

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円 (341.00円)
契約電流15アンペア	465.00円 (511.50円)
契約電流20アンペア	620.00円 (682.00円)
契約電流30アンペア	930.00円 (1,023.00円)
契約電流40アンペア	1,240.00円 (1,364.00円)
契約電流50アンペア	1,550.00円 (1,705.00円)
契約電流60アンペア	1,860.00円 (2,046.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロ ワットにつき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	30.89円 (33.97円)

(略)

#### (2) いいだのでんきM（東北）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円 (330.00円)
契約電流15アンペア	450.00円 (495.00円)

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円 (374.00円)
契約電流15アンペア	510.00円 (561.00円)
契約電流20アンペア	680.00円 (748.00円)
契約電流30アンペア	1,020.00円 (1,122.00円)
契約電流40アンペア	1,360.00円 (1,496.00円)
契約電流50アンペア	1,700.00円 (1,870.00円)
契約電流60アンペア	2,040.00円 (2,244.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロ ワットにつき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	31.23円 (34.35円)

(略)

#### (2) いいだのでんきM（東北）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)

契約電流20アンペア	600.00円 (660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円 (990.00円)
契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ ワットにつき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.61円 (29.27円)

(略)

(3) いいだのでんきM（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)
契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロ ワットにつき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.91円 (29.60円)

(略)

(3) いいだのでんきM（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円 (295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円 (442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円 (590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円 (885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円 (1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円 (1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円 (1,771.44円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	18.07円 (19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	24.07円 (26.47円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	27.79円 (30.56円)

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円 (235.82円)

(4) いいたのでんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円 (242.00円)
契約電流15アンペア	330.00円 (363.00円)
契約電流20アンペア	440.00円 (484.00円)
契約電流30アンペア	660.00円 (726.00円)
契約電流40アンペア	880.00円 (968.00円)
契約電流50アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流60アンペア	1,320.00円 (1,452.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	27.81円 (30.59円)

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

(4) いいたのでんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円 (302.50円)
契約電流15アンペア	412.50円 (453.75円)
契約電流20アンペア	550.00円 (605.00円)
契約電流30アンペア	825.00円 (907.50円)
契約電流40アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流50アンペア	1,375.00円 (1,512.50円)
契約電流60アンペア	1,650.00円 (1,815.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	21.30円 (23.43円)

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円 (181.29円)

(5) いいたのでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで 374.00円 (411.40円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時 までの 1 キロワットにつき 18.51円 (20.36円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1 キロワットにつき 24.53円 (26.98円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット につき 27.72円 (30.49円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	21.65円 (23.81円)

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円 (241.79円)

(5) いいたのでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで 513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時 までの 1 キロワットにつき 18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1 キロワットにつき 24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット につき 28.14円 (30.95円)

(6) いいだのでんきM（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	23.68円（26.04円）

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

(6) いいだのでんきM（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	24.43円（26.87円）

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

### 3 いいだのでんき L 料金表

#### (1) いいだのでんき L (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円 (341.00円)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)

#### (2) いいだのでんき L (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円 (330.00円)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)

### 3 いいだのでんき L 料金表

#### (1) いいだのでんき L (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円 (374.00円)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

#### (2) いいだのでんき L (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円 (369.60円)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 5px; color: red;">26.61円 (29.27円)</td></tr> </table> <p>(3) いいだのでんき L (東京)</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">260.00円 (286.00円)</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">18.07円 (19.87円)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">24.07円 (26.47円)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">27.79円 (30.56円)</td></tr> </tbody> </table>	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 5px; color: red;">26.91円 (29.60円)</td></tr> </table> <p>(3) いいだのでんき L (東京)</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">268.40円 (295.24円)</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">18.10円 (19.91円)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">24.10円 (26.51円)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">27.81円 (30.59円)</td></tr> </tbody> </table>	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円 (295.24円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)																												
	税抜額 (税込額)																												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)																												
	税抜額 (税込額)																												
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)																												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)																												
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)																												
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)																												
	税抜額 (税込額)																												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円 (295.24円)																												
	税抜額 (税込額)																												
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)																												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)																												
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)																												
<p>(4) いいだのでんき L (北陸)</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">220.00円 (242.00円)</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">16.21円 (17.83円)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">19.75円 (21.72円)</td></tr> </tbody> </table>		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円 (242.00円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)	<p>(4) いいだのでんき L (北陸)</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">275.00円 (302.50円)</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 (税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">16.56円 (18.21円)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td style="text-align: center; padding: 5px; color: red;">20.10円 (22.11円)</td></tr> </tbody> </table>		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円 (302.50円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)								
	税抜額 (税込額)																												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円 (242.00円)																												
	税抜額 (税込額)																												
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)																												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)																												
	税抜額 (税込額)																												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円 (302.50円)																												
	税抜額 (税込額)																												
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)																												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)																												

<table border="1"> <tr> <td>ワット時につき</td><td></td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td><b>21.30円 (23.43円)</b></td></tr> </table>	ワット時につき		300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.30円 (23.43円)</b>	<table border="1"> <tr> <td>ワット時につき</td><td></td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td><b>21.65円 (23.81円)</b></td></tr> </table>	ワット時につき		300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.65円 (23.81円)</b>								
ワット時につき																	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.30円 (23.43円)</b>																
ワット時につき																	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.65円 (23.81円)</b>																
(5) いいだのでんき L (九州)	(5) いいだのでんき L (九州)																
イ 基本料金	イ 基本料金																
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td><b>270.00円 (297.00円)</b></td></tr> </table>		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>270.00円 (297.00円)</b>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td><b>287.49円 (316.23円)</b></td></tr> </table>		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>287.49円 (316.23円)</b>								
	税抜額 (税込額)																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>270.00円 (297.00円)</b>																
	税抜額 (税込額)																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>287.49円 (316.23円)</b>																
□ 電力量料金	□ 電力量料金																
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><b>15.87円 (17.45円)</b></td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td> <td><b>20.96円 (23.05円)</b></td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td><b>23.68円 (26.04円)</b></td></tr> </table>		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15.87円 (17.45円)</b>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.96円 (23.05円)</b>	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23.68円 (26.04円)</b>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><b>16.61円 (18.27円)</b></td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td> <td><b>21.70円 (23.87円)</b></td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td><b>24.43円 (26.87円)</b></td></tr> </table>		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.61円 (18.27円)</b>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>21.70円 (23.87円)</b>	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>24.43円 (26.87円)</b>
	税抜額 (税込額)																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15.87円 (17.45円)</b>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.96円 (23.05円)</b>																
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23.68円 (26.04円)</b>																
	税抜額 (税込額)																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.61円 (18.27円)</b>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>21.70円 (23.87円)</b>																
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>24.43円 (26.87円)</b>																
<b>7 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>	<b>7 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>																
(略)	(略)																
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用	(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用																
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。	(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。																
なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。	なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。																
(略)	(略)																
<b>8 燃料費調整</b>	<b>8 燃料費調整</b>																
(略)	(略)																
(3) 畦島ユニバーサルサービス調整	(3) 畦島ユニバーサルサービス調整																

(略) ハ 離島基準燃料価格は、 <b>52,500 円</b> といたします。 (略)	(略) ハ 離島基準燃料価格は、 <b>79,300 円</b> といたします。 (略)
<b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、 <b>2022年12月1日</b> から実施いたします。	<b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、 <b>2023年4月1日</b> から実施いたします。

[9] ■ でんき契約約款料金表 (BIGLOBE でんき)

改定前（旧）	改定後（新）								
<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 BIGLOBE でんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、 東京、北陸、九 州</td><td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> <tr> <td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送</td></tr> </table>	北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送	<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 BIGLOBE でんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、 東京、北陸、九 州</td><td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> <tr> <td>四国</td><td>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送</td></tr> </table>	北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送
北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送								
北海道、東北、 東京、北陸、九 州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送								

	配電事業者との協議によって定めます。 (略)		配電事業者等との協議によって定めます。 (略)
1 – 2 BIGLOBE でんき L (略) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)	1 – 2 BIGLOBE でんき L (略) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)
2 BIGLOBE でんきM料金表 (1) BIGLOBE でんきM (北海道) イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		2 BIGLOBE でんきM料金表 (1) BIGLOBE でんきM (北海道) イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円 (341.00円)
契約電流15アンペア	465.00円 (511.50円)
契約電流20アンペア	620.00円 (682.00円)
契約電流30アンペア	930.00円 (1,023.00円)
契約電流40アンペア	1,240.00円 (1,364.00円)
契約電流50アンペア	1,550.00円 (1,705.00円)
契約電流60アンペア	1,860.00円 (2,046.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)

(略)

#### (2) BIGLOBE でんきM (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円 (330.00円)
契約電流15アンペア	450.00円 (495.00円)
契約電流20アンペア	600.00円 (660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円 (990.00円)

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円 (374.00円)
契約電流15アンペア	510.00円 (561.00円)
契約電流20アンペア	680.00円 (748.00円)
契約電流30アンペア	1,020.00円 (1,122.00円)
契約電流40アンペア	1,360.00円 (1,496.00円)
契約電流50アンペア	1,700.00円 (1,870.00円)
契約電流60アンペア	2,040.00円 (2,244.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(略)

#### (2) BIGLOBE でんきM (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)

契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

(略)

#### (3) BIGLOBE でんきM (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(略)

#### (3) BIGLOBE でんきM (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円 (295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円 (442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円 (590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円 (885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円 (1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円 (1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円 (1,771.44円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）		税抜額（税込額）	
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)		最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)		300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円 (235.82円)

#### (4) BIGLOBE でんきM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円 (242.00円)
契約電流15アンペア	330.00円 (363.00円)
契約電流20アンペア	440.00円 (484.00円)
契約電流30アンペア	660.00円 (726.00円)
契約電流40アンペア	880.00円 (968.00円)
契約電流50アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流60アンペア	1,320.00円 (1,452.00円)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

#### (4) BIGLOBE でんきM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円 (302.50円)
契約電流15アンペア	412.50円 (453.75円)
契約電流20アンペア	550.00円 (605.00円)
契約電流30アンペア	825.00円 (907.50円)
契約電流40アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流50アンペア	1,375.00円 (1,512.50円)
契約電流60アンペア	1,650.00円 (1,815.00円)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円 (23.43円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円 (181.29円)

#### (5) BIGLOBE でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円 (411.40円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円 (20.36円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円 (26.98円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円 (30.49円)

#### (6) BIGLOBE でんきM（九州）

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円 (241.79円)

#### (5) BIGLOBE でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

#### (6) BIGLOBE でんきM（九州）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円 (297.00円)
契約電流15アンペア	405.00円 (445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円 (594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円 (891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円 (1,188.00円)
契約電流50アンペア	1,350.00円 (1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円 (1,782.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円 (314.77円)

### 3 BIGLOBE でんき L 料金表

(1) BIGLOBE でんき L (北海道)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円 (316.23円)
契約電流15アンペア	431.23円 (474.35円)
契約電流20アンペア	574.98円 (632.47円)
契約電流30アンペア	862.47円 (948.71円)
契約電流40アンペア	1,149.96円 (1,264.95円)
契約電流50アンペア	1,437.45円 (1,581.19円)
契約電流60アンペア	1,724.94円 (1,897.43円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円 (334.25円)

### 3 BIGLOBE でんき L 料金表

(1) BIGLOBE でんき L (北海道)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円 (341.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)

#### (2) BIGLOBE でんき L (東北)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円 (330.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円 (374.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

#### (2) BIGLOBE でんき L (東北)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円 (369.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

### (3) BIGLOBE でんき L (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)

### (4) BIGLOBE でんき L (北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円 (242.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円 (23.43円)

### (3) BIGLOBE でんき L (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円 (295.24円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

### (4) BIGLOBE でんき L (北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円 (302.50円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

<p>(5) BIGLOBE でんき L (九州)</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="233 339 983 446"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td><b>270.00円 (297.00円)</b></td></tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>270.00円 (297.00円)</b>	<p>(5) BIGLOBE でんき L (九州)</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1253 339 2003 446"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td><b>287.49円 (316.23円)</b></td></tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>287.49円 (316.23円)</b>								
	税抜額（税込額）																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>270.00円 (297.00円)</b>																
	税抜額（税込額）																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>287.49円 (316.23円)</b>																
<p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="152 546 1064 822"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td><b>15.87円 (17.45円)</b></td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td><b>20.96円 (23.05円)</b></td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td><b>23.68円 (26.04円)</b></td></tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15.87円 (17.45円)</b>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.96円 (23.05円)</b>	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23.68円 (26.04円)</b>	<p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1181 546 2093 822"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td><b>16.61円 (18.27円)</b></td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td><b>21.70円 (23.87円)</b></td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td><b>24.43円 (26.87円)</b></td></tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.61円 (18.27円)</b>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>21.70円 (23.87円)</b>	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>24.43円 (26.87円)</b>
	税抜額（税込額）																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15.87円 (17.45円)</b>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.96円 (23.05円)</b>																
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23.68円 (26.04円)</b>																
	税抜額（税込額）																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.61円 (18.27円)</b>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>21.70円 (23.87円)</b>																
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>24.43円 (26.87円)</b>																
<p><b>7 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>7 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。</p> <p>(略)</p>																
<p><b>8 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(略)</p> <p>ハ 離島基準燃料価格は、<b>52,500円</b>といたします。</p>	<p><b>8 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(略)</p> <p>ハ 離島基準燃料価格は、<b>79,300円</b>といたします。</p>																

(略)	(略)
<b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、 <b>2022年12月1日</b> から実施いたします。	<b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、 <b>2023年4月1日</b> から実施いたします。

[10] ■ でんき契約約款料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）								
<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 UQ でんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、東京、北陸、九州</td> <td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td> <p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、東京、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>	<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 UQ でんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、東京、北陸、九州</td> <td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> <tr> <td>四国</td> <td> <p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、東京、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>
北海道、東北、東京、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>								
北海道、東北、東京、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>								

	般送配電事業者との協議によって定めます。
(略)	(略)
1 – 2 UQ でんき L	1 – 2 UQ でんき L
(略)	(略)
(2)供給電気方式、供給電圧および周波数	(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3) 契約容量	(3) 契約容量
契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。  なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。  なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。
なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
(略)	(略)
<b>2 UQ でんきM料金表</b>	<b>2 UQ でんきM料金表</b>
(1) UQ でんきM (北海道)	(1) UQ でんきM (北海道)
イ 基本料金	イ 基本料金
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円 (341.00円)
契約電流15アンペア	465.00円 (511.50円)
契約電流20アンペア	620.00円 (682.00円)
契約電流30アンペア	930.00円 (1,023.00円)
契約電流40アンペア	1,240.00円 (1,364.00円)
契約電流50アンペア	1,550.00円 (1,705.00円)
契約電流60アンペア	1,860.00円 (2,046.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワットにつき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	30.89円 (33.97円)

(略)

#### (2) UQ でんきM (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円 (330.00円)
契約電流15アンペア	450.00円 (495.00円)
契約電流20アンペア	600.00円 (660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円 (990.00円)

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円 (374.00円)
契約電流15アンペア	510.00円 (561.00円)
契約電流20アンペア	680.00円 (748.00円)
契約電流30アンペア	1,020.00円 (1,122.00円)
契約電流40アンペア	1,360.00円 (1,496.00円)
契約電流50アンペア	1,700.00円 (1,870.00円)
契約電流60アンペア	2,040.00円 (2,244.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワットにつき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	31.23円 (34.35円)

(略)

#### (2) UQ でんきM (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)

契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.61円 (29.27円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.91円 (29.60円)

(略)

#### (3) UQ でんきM (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円 (295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円 (442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円 (590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円 (885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円 (1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円 (1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円 (1,771.44円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>18.07円 (19.87円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>24.07円 (26.47円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>27.79円 (30.56円)</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および**7**（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	<b>214.39円 (235.82円)</b>

#### (4) UQ でんきM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	<b>220.00円 (242.00円)</b>
契約電流15アンペア	<b>330.00円 (363.00円)</b>
契約電流20アンペア	<b>440.00円 (484.00円)</b>
契約電流30アンペア	<b>660.00円 (726.00円)</b>
契約電流40アンペア	<b>880.00円 (968.00円)</b>
契約電流50アンペア	<b>1,100.00円 (1,210.00円)</b>
契約電流60アンペア	<b>1,320.00円 (1,452.00円)</b>

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>18.10円 (19.91円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>24.10円 (26.51円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>27.81円 (30.59円)</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および**9**（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	<b>218.83円 (240.71円)</b>

#### (4) UQ でんきM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	<b>275.00円 (302.50円)</b>
契約電流15アンペア	<b>412.50円 (453.75円)</b>
契約電流20アンペア	<b>550.00円 (605.00円)</b>
契約電流30アンペア	<b>825.00円 (907.50円)</b>
契約電流40アンペア	<b>1,100.00円 (1,210.00円)</b>
契約電流50アンペア	<b>1,375.00円 (1,512.50円)</b>
契約電流60アンペア	<b>1,650.00円 (1,815.00円)</b>

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.21円 (17.83円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>19.75円 (21.72円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.30円 (23.43円)</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	<b>164.81円 (181.29円)</b>

#### (5) UQ でんきM (四国)

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<b>374.00円 (411.40円)</b>
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>18.51円 (20.36円)</b>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>24.53円 (26.98円)</b>
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>27.72円 (30.49円)</b>

#### (6) UQ でんきM (九州)

イ 基本料金

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.56円 (18.21円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.10円 (22.11円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.65円 (23.81円)</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	<b>219.81円 (241.79円)</b>

#### (5) UQ でんきM (四国)

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<b>513.60円 (564.96円)</b>
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>18.93円 (20.82円)</b>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>24.95円 (27.44円)</b>
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>28.14円 (30.95円)</b>

#### (6) UQ でんきM (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円 (297.00円)
契約電流15アンペア	405.00円 (445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円 (594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円 (891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円 (1,188.00円)
契約電流50アンペア	1,350.00円 (1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円 (1,782.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	23.68円 (26.04円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円 (314.77円)

### 3 UQ でんき L 料金表

#### (1) UQ でんき L (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円 (316.23円)
契約電流15アンペア	431.23円 (474.35円)
契約電流20アンペア	574.98円 (632.47円)
契約電流30アンペア	862.47円 (948.71円)
契約電流40アンペア	1,149.96円 (1,264.95円)
契約電流50アンペア	1,437.45円 (1,581.19円)
契約電流60アンペア	1,724.94円 (1,897.43円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	24.43円 (26.87円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円 (334.25円)

### 3 UQ でんき L 料金表

#### (1) UQ でんき L (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円 (341.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)

#### (2) UQ でんき L (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円 (330.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

#### (3) UQ でんき L (東京)

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円 (374.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

#### (2) UQ でんき L (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円 (369.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

#### (3) UQ でんき L (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

#### (4) UQ でんき L (北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

#### (4) UQ でんき L (北陸)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

## (5) UQ でんき L (九州)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)

## 9 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。

(略)

## 10 燃料費調整

(略)

### (3) 畦島ユニバーサルサービス調整

(略)

ハ 畦島基準燃料価格は、52,500円といたします。

(略)

## (5) UQ でんき L (九州)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.23円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)

## 9 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

(略)

## 10 燃料費調整

(略)

### (3) 畦島ユニバーサルサービス調整

(略)

ハ 畦島基準燃料価格は、79,300円といたします。

(略)

**附 則（実施期日）**

この料金表は、**2023年2月22日**から実施いたします。

**附 則（実施期日）**

この料金表は、**2023年4月1日** **2023年2月22日**から実施いたします。

[11]■ でんき契約約款料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）								
<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 じぶんでんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p>	<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 じぶんでんき M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p>								
<p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、北陸、九州</td> <td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td> <p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。</p>	<p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、北陸、九州</td> <td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> <tr> <td>四国</td> <td> <p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p>
北海道、東北、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。</p>								
北海道、東北、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p>								
(略)	(略)								

## 1 – 2 じぶんでんき L

(略)

### (2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により, 標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### (3) 契約容量

契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は, 原則として, 他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし,かかる場合であっても, 当社または当該一般送配電事業者が認める場合には, お客様の申出によって契約容量を定めるものとし, 当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお, 当社または当該一般送配電事業者は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

(略)

## 1 – 3 じぶんでんきオール電化プラン S

(略)

### (2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式 標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により, 標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとする

## 1 – 2 じぶndeんき L

(略)

### (2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により, 標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### (3) 契約容量

契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は, 原則として, 他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし,かかる場合であっても, 当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には, お客様の申出によって契約容量を定めるものとし, 当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお, 当社または当該一般送配電事業者等は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

(略)

## 1 – 3 じぶndeんきオール電化プラン S

(略)

### (2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式 標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により, 標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとする

ことがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

(略)

□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と言います。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(略)

1 - 4 じぶんでんきオール電化プラン L

(略)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ことがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

(略)

□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と言います。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(略)

1 - 4 じぶndeんきオール電化プラン L

(略)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(略)

## 2 じぶんでんきM料金表

### (1) じぶんでんきM（北海道）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(略)

### (2) じぶんでんきM（東北）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）

(略)

## 2 じぶんでんきM料金表

### (1) じぶんでんきM（北海道）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(略)

### (2) じぶんでんきM（東北）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）

契約電流15アンペア	450.00円 (495.00円)
契約電流20アンペア	600.00円 (660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円 (990.00円)
契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.61円 (29.27円)

(略)

#### (3) じぶんでんきM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円 (242.00円)
契約電流15アンペア	330.00円 (363.00円)
契約電流20アンペア	440.00円 (484.00円)
契約電流30アンペア	660.00円 (726.00円)
契約電流40アンペア	880.00円 (968.00円)
契約電流50アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流60アンペア	1,320.00円 (1,452.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)
契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.91円 (29.60円)

(略)

#### (3) じぶんでんきM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円 (302.50円)
契約電流15アンペア	412.50円 (453.75円)
契約電流20アンペア	550.00円 (605.00円)
契約電流30アンペア	825.00円 (907.50円)
契約電流40アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流50アンペア	1,375.00円 (1,512.50円)
契約電流60アンペア	1,650.00円 (1,815.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.21円 (17.83円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>19.75円 (21.72円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.30円 (23.43円)</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	<b>164.81円 (181.29円)</b>

#### (4) じぶんでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<b>374.00円 (411.40円)</b>
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>18.51円 (20.36円)</b>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>24.53円 (26.98円)</b>
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>27.72円 (30.49円)</b>

#### (5) じぶんでんきM（九州）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	<b>270.00円 (297.00円)</b>

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.56円 (18.21円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.10円 (22.11円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.65円 (23.81円)</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	<b>219.81円 (241.79円)</b>

#### (4) じぶんでんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<b>513.60円 (564.96円)</b>
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>18.93円 (20.82円)</b>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>24.95円 (27.44円)</b>
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>28.14円 (30.95円)</b>

#### (5) じぶんでんきM（九州）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	<b>287.49円 (316.23円)</b>

契約電流15アンペア	405.00円 (445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円 (594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円 (891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円 (1,188.00円)
契約電流50アンペア	1,350.00円 (1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円 (1,782.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	23.68円 (26.04円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円 (314.77円)

### 3 じぶんでんき L 料金表

#### (1) じぶんでんき L (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円 (341.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

契約電流15アンペア	431.23円 (474.35円)
契約電流20アンペア	574.98円 (632.47円)
契約電流30アンペア	862.47円 (948.71円)
契約電流40アンペア	1,149.96円 (1,264.95円)
契約電流50アンペア	1,437.45円 (1,581.19円)
契約電流60アンペア	1,724.94円 (1,897.43円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	24.43円 (26.87円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円 (334.25円)

### 3 じぶんでんき L 料金表

#### (1) じぶんでんき L (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円 (374.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	<b>21.79円 (23.96円)</b>
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワットにつき	<b>27.50円 (30.25円)</b>
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	<b>30.89円 (33.97円)</b>

最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	<b>22.13円 (24.34円)</b>
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワットにつき	<b>27.85円 (30.63円)</b>
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	<b>31.23円 (34.35円)</b>

## (2) じぶんでんき L (東北)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>300.00円 (330.00円)</b>

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	<b>16.88円 (18.56円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	<b>23.02円 (25.32円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	<b>26.61円 (29.27円)</b>

## (3) じぶんでんき L (北陸)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>220.00円 (242.00円)</b>

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	<b>16.21円 (17.83円)</b>

## (2) じぶんでんき L (東北)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>336.00円 (369.60円)</b>

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	<b>17.19円 (18.90円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	<b>23.32円 (25.65円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	<b>26.91円 (29.60円)</b>

## (3) じぶんでんき L (北陸)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>275.00円 (302.50円)</b>

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	<b>16.56円 (18.21円)</b>

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>19.75円 (21.72円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.30円 (23.43円)</b>

#### (4) じぶんでんき L (九州)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>270.00円 (297.00円)</b>

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15.87円 (17.45円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.96円 (23.05円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23.68円 (26.04円)</b>

#### 4 じぶんでんきオール電化プラン S 料金表

##### (1) じぶんでんきオール電化プラン S (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	<b>260.00 円 (286.00 円)</b>
契約電流 15 アンペア	<b>390.00 円 (429.00 円)</b>
契約電流 20 アンペア	<b>520.00 円 (572.00 円)</b>
契約電流 30 アンペア	<b>780.00 円 (858.00 円)</b>
契約電流 40 アンペア	<b>1,040.00 円 (1,144.00 円)</b>
契約電流 50 アンペア	<b>1,300.00 円 (1,430.00 円)</b>

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>20.10円 (22.11円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>21.65円 (23.81円)</b>

#### (4) じぶんでんき L (九州)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<b>287.49円 (316.23円)</b>

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>16.61円 (18.27円)</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	<b>21.70円 (23.87円)</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>24.43円 (26.87円)</b>

#### 4 じぶんでんきオール電化プラン S 料金表

##### (1) じぶんでんきオール電化プラン S (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	<b>268.40 円 (295.24 円)</b>
契約電流 15 アンペア	<b>402.60 円 (442.86 円)</b>
契約電流 20 アンペア	<b>536.80 円 (590.48 円)</b>
契約電流 30 アンペア	<b>805.20 円 (885.72 円)</b>
契約電流 40 アンペア	<b>1,073.60 円 (1,180.96 円)</b>
契約電流 50 アンペア	<b>1,342.00 円 (1,476.20 円)</b>

契約電流 60 アンペア	1,560.00 円 (1,716.00 円)
--------------	-------------------------

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### (1) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.16 円 (17.77 円)

##### (2) その他時間

その他時間は、毎日午前6時から翌午前1時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.45 円 (25.79 円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいます。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.40 円 (235.84 円)

## 5 じぶんでんきオール電化プラン L 料金表

### (1) じぶんでんきオール電化プラン L (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといいます。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といいます。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	260.00 円 (286.00 円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### (1) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）

契約電流 60 アンペア	1,610.40 円 (1,771.44 円)
--------------	-------------------------

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### (1) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.70 円 (18.37 円)

##### (2) その他時間

その他時間は、毎日午前6時から翌午前1時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.51 円 (25.86 円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいます。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円 (240.71 円)

## 5 じぶんでんきオール電化プラン L 料金表

### (1) じぶんでんきオール電化プラン L (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといいます。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といいます。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	268.40 円 (295.24 円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### (1) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 キロワット時につき</td><td style="width: 50%; text-align: right;">16.16 円 (17.77 円)</td></tr> </table> <p>(口) その他時間 その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"> </th><th style="width: 50%;">税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">23.45 円 (25.79 円)</td></tr> </table>	1 キロワット時につき	16.16 円 (17.77 円)		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	23.45 円 (25.79 円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 キロワット時につき</td><td style="width: 50%; text-align: right;">16.70 円 (18.37 円)</td></tr> </table> <p>(口) その他時間 その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"> </th><th style="width: 50%;">税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">23.51 円 (25.86 円)</td></tr> </table>	1 キロワット時につき	16.70 円 (18.37 円)		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	23.51 円 (25.86 円)
1 キロワット時につき	16.16 円 (17.77 円)												
	税抜額（税込額）												
1 キロワット時につき	23.45 円 (25.79 円)												
1 キロワット時につき	16.70 円 (18.37 円)												
	税抜額（税込額）												
1 キロワット時につき	23.51 円 (25.86 円)												
<b>9 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b> (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)	<b>9 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b> (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)												
<b>10 燃料費調整</b> (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、 <b>52,500 円</b> といたします。 (略)	<b>10 燃料費調整</b> (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、 <b>79,300 円</b> といたします。 (略)												
<b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、 <b>2022 年 12 月 15 日</b> から実施いたします。	<b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、 <b>2023 年 4 月 1 日</b> から実施いたします。												

[12] ■ でんき契約約款料金表

改定前（旧）	改定後（新）								
<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 プラン M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、東京、中部、北陸、九州</td> <td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td> <p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>	<p><b>1 契約種別</b></p> <p>(略)</p> <p>1 – 1 プラン M</p> <p>(略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流または最大需要容量</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道、東北、東京、中部、北陸、九州</td> <td> <p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> </td></tr> <tr> <td>四国</td> <td> <p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p> </td></tr> </table>	北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>
北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>								
北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>								
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一</p>								

	般送配電事業者との協議によって定めます。		般送配電事業者等との協議によって定めます。
(略)		(略)	
1 – 2 プラン L		1 – 2 プラン L	
(略)		(略)	
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
(3) 契約容量	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。  なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。	(3) 契約容量	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。  なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。
(略)	なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	(略)	なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
<b>2 プランM料金表</b>		<b>2 プランM料金表</b>	
(1)プラン M (北海道)		(1)プラン M (北海道)	
イ 基本料金	基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	イ 基本料金	基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円 (341.00円)
契約電流15アンペア	465.00円 (511.50円)
契約電流20アンペア	620.00円 (682.00円)
契約電流30アンペア	930.00円 (1,023.00円)
契約電流40アンペア	1,240.00円 (1,364.00円)
契約電流50アンペア	1,550.00円 (1,705.00円)
契約電流60アンペア	1,860.00円 (2,046.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワットにつき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	30.89円 (33.97円)

(略)

#### (2) プランM (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円 (330.00円)
契約電流15アンペア	450.00円 (495.00円)
契約電流20アンペア	600.00円 (660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円 (990.00円)

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円 (374.00円)
契約電流15アンペア	510.00円 (561.00円)
契約電流20アンペア	680.00円 (748.00円)
契約電流30アンペア	1,020.00円 (1,122.00円)
契約電流40アンペア	1,360.00円 (1,496.00円)
契約電流50アンペア	1,700.00円 (1,870.00円)
契約電流60アンペア	2,040.00円 (2,244.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワットにつき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	31.23円 (34.35円)

(略)

#### (2) プランM (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)

契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

(略)

#### (3) プランM (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(略)

#### (3) プランM (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円 (295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円 (442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円 (590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円 (885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円 (1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円 (1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円 (1,771.44円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	18.07円 (19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	24.07円 (26.47円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	27.79円 (30.56円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円 (235.82円)

#### (4)プランM（中部）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	27.81円 (30.59円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

#### (4)プランM（中部）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円 (297.00円)
契約電流15アンペア	405.00円 (445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円 (594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円 (891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円 (1,188.00円)
契約電流50アンペア	1,350.00円 (1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円 (1,782.00円)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	19.12円 (21.03円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	23.19円 (25.50円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	25.87円 (28.45円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	234.76円 (258.23円)

#### (5) プランM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円 (242.00円)
契約電流15アンペア	330.00円 (363.00円)
契約電流20アンペア	440.00円 (484.00円)
契約電流30アンペア	660.00円 (726.00円)
契約電流40アンペア	880.00円 (968.00円)
契約電流50アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流60アンペア	1,320.00円 (1,452.00円)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワットにつき	19.39円 (21.32円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワットにつき	23.45円 (25.79円)
300キロワット時をこえる 1 キロワットにつき	26.13円 (28.74円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	241.87円 (266.05円)

#### (5) プランM（北陸）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円 (302.50円)
契約電流15アンペア	412.50円 (453.75円)
契約電流20アンペア	550.00円 (605.00円)
契約電流30アンペア	825.00円 (907.50円)
契約電流40アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流50アンペア	1,375.00円 (1,512.50円)
契約電流60アンペア	1,650.00円 (1,815.00円)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円 (23.43円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円 (181.29円)

#### (6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円 (411.40円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円 (20.36円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円 (26.98円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円 (30.49円)

#### (7) プランM（九州）

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円 (241.79円)

#### (6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

#### (7) プランM（九州）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円 (297.00円)
契約電流15アンペア	405.00円 (445.50円)
契約電流20アンペア	540.00円 (594.00円)
契約電流30アンペア	810.00円 (891.00円)
契約電流40アンペア	1,080.00円 (1,188.00円)
契約電流50アンペア	1,350.00円 (1,485.00円)
契約電流60アンペア	1,620.00円 (1,782.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円 (314.77円)

#### 3 プランL 料金表

(1) プランL (北海道)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円 (316.23円)
契約電流15アンペア	431.23円 (474.35円)
契約電流20アンペア	574.98円 (632.47円)
契約電流30アンペア	862.47円 (948.71円)
契約電流40アンペア	1,149.96円 (1,264.95円)
契約電流50アンペア	1,437.45円 (1,581.19円)
契約電流60アンペア	1,724.94円 (1,897.43円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)

#### ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円 (334.25円)

#### 3 プランL 料金表

(1) プランL (北海道)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

#### (2) プランL（東北）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

#### (2) プランL（東北）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

### (3) プランL (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)

### (4) プランL (中部)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円 (21.03円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円 (25.50円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円 (28.45円)

### (3) プランL (東京)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円 (295.24円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

### (4) プランL (中部)

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円 (21.32円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円 (25.79円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円 (28.74円)

## (5) プランL (北陸)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円 (242.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円 (23.43円)

## (6) プランL (九州)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)

## (5) プランL (北陸)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円 (302.50円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

## (6) プランL (九州)

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.23円)

### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)

	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき <b>23.68円 (26.04円)</b>		300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき <b>24.43円 (26.87円)</b>	
<b>7 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>			<b>7 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>	
(略)			(略)	
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用			(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用	
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。			(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。	
なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。			なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。	
(略)			(略)	
<b>8 燃料費調整</b>			<b>8 燃料費調整</b>	
(略)			(略)	
(3) 離島ユニバーサルサービス調整			(3) 離島ユニバーサルサービス調整	
(略)			(略)	
ハ 離島基準燃料価格は、 <b>52,500円</b> といたします。			ハ 離島基準燃料価格は、 <b>79,300円</b> といたします。	
(略)			(略)	
<b>附 則（実施期日）</b>			<b>附 則（実施期日）</b>	
この料金表は、 <b>2023年2月22日</b> から実施いたします。			この料金表は、 <b>2023年4月1日</b> から実施いたします。	

[13]■ でんきサービスに関するポイント特典付与条件

改定前（旧）	改定後（新）																										
<p>第5条（本ポイントの付与） (略)</p> <p>2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者のau IDに指定サービス（au 約款に定めるau（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定めるUQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本件対象額</th><th style="text-align: center;">還元率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円未満</td><td style="text-align: center;">0.5%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円以上8,000円未満</td><td style="text-align: center;">2%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円以上</td><td style="text-align: center;">3%</td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>4 当社は、判定日の時点において、本件契約者のau IDに指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第12条第4項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第1項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本件対象額</th><th style="text-align: center;">還元率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円未満</td><td style="text-align: center;">1%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円以上8,000円未満</td><td style="text-align: center;">3%</td></tr> </tbody> </table>	本件対象額	還元率	5,000円未満	0.5%	5,000円以上8,000円未満	2%	8,000円以上	3%	本件対象額	還元率	5,000円未満	1%	5,000円以上8,000円未満	3%	<p>第5条（本ポイントの付与） (略)</p> <p>2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者のau IDに指定サービス（au 約款に定めるau（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定めるUQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本件対象額</th><th style="text-align: center;">還元率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円未満</td><td style="text-align: center;">0.5%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円以上</td><td style="text-align: center;">1%</td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>4 当社は、判定日の時点において、本件契約者のau IDに指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第12条第4項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第1項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本件対象額</th><th style="text-align: center;">還元率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円未満</td><td style="text-align: center;">0.5%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円以上</td><td style="text-align: center;">1%</td></tr> </tbody> </table>	本件対象額	還元率	8,000円未満	0.5%	8,000円以上	1%	本件対象額	還元率	8,000円未満	0.5%	8,000円以上	1%
本件対象額	還元率																										
5,000円未満	0.5%																										
5,000円以上8,000円未満	2%																										
8,000円以上	3%																										
本件対象額	還元率																										
5,000円未満	1%																										
5,000円以上8,000円未満	3%																										
本件対象額	還元率																										
8,000円未満	0.5%																										
8,000円以上	1%																										
本件対象額	還元率																										
8,000円未満	0.5%																										
8,000円以上	1%																										

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8, 000円以上</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5%</span>	
<p>(略)</p> <p>第12条（本ポイントの付与に係る特約）</p> <p>当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQでんき）で定める契約種別である場合、第5条第2項及び第4項に定める指定サービスとは、第5条第2項及び第4項の定めにかかわらず、au 約款に定めるau（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定めるUQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。</p> <p>2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第5条第2項及び第4項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律0.5%とします。</p> <p>3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBEでんき）で定める契約種別である場合、第5条第2項及び第4項に定める指定サービスとは、第5条第2項及び第4項の定めにかかわらず、au 約款に定めるau（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定めるUQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたはKDDIのビッグローブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の25日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限ります。</p> <p>(略)</p> <p>4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBEでんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の25日の時点において、本件契約者のBIGLOBE IDに指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第5条第4項に基づき、本件付与ポイントを付与しま</p>	<p>(略)</p> <p>第12条（本ポイントの付与に係る特約）</p> <p>当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQでんき）で定める契約種別である場合、第5条第2項及び第4項に定める指定サービスとは、第5条第2項及び第4項の定めにかかわらず、au 約款に定めるau（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定めるUQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBEでんき）で定める契約種別である場合、第5条第2項及び第4項に定める指定サービスとは、第5条第2項及び第4項の定めにかかわらず、au 約款に定めるau（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定めるUQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたはKDDIのビッグローブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の25日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限ります。</p> <p>(略)</p> <p>3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBEでんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の25日の時点において、本件契約者のBIGLOBE IDに指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第5条第4項に基づき、本件付与ポイントを付与します。</p>	

す。

5 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

6 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL のモンストでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。なお、株式会社ミクシィが別途実施する特典提供が事情により中止・終了した場合、本項の適用は行わず、第 5 条の定めに従います。

7 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみばでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

(削除)

(削除)

4 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件または料金表で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみばでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

<table border="1"> <tr><td>N Cでんき提供条件</td></tr> <tr><td>Vポイントでんき提供条件</td></tr> <tr><td>わくわくでんき提供条件</td></tr> <tr><td>テレビ松本でんき提供条件</td></tr> <tr><td>おおさか eco でんき提供条件</td></tr> </table>	N Cでんき提供条件	Vポイントでんき提供条件	わくわくでんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件	<table border="1"> <tr><td>N Cでんき提供条件</td></tr> <tr><td>Vポイントでんき提供条件</td></tr> <tr><td>わくわくでんき提供条件</td></tr> <tr><td>テレビ松本でんき提供条件</td></tr> <tr><td>おおさか eco でんき提供条件</td></tr> <tr><td>グランパスでんき提供条件</td></tr> <tr><td>モンストでんき提供条件</td></tr> <tr><td>SKE48 でんき提供条件</td></tr> <tr><td>でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）</td></tr> </table>	N Cでんき提供条件	Vポイントでんき提供条件	わくわくでんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件	グランパスでんき提供条件	モンストでんき提供条件	SKE48 でんき提供条件	でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）
N Cでんき提供条件															
Vポイントでんき提供条件															
わくわくでんき提供条件															
テレビ松本でんき提供条件															
おおさか eco でんき提供条件															
N Cでんき提供条件															
Vポイントでんき提供条件															
わくわくでんき提供条件															
テレビ松本でんき提供条件															
おおさか eco でんき提供条件															
グランパスでんき提供条件															
モンストでんき提供条件															
SKE48 でんき提供条件															
でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）															
<p>8 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au (LTE) 通信サービス、au (5G) 通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービス II、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律</p>	<p>(削除)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au (LTE) 通信サービス、au (5G) 通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービス II、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律</p>														

件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 **200** ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 **300** ポイントを還元します。

#### 第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）

(略)

3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2,500 円未満	本件対象額に 1.0% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
6,000 円以上	本件対象額に 5.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額

4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用され

**150** ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 **150** ポイントを還元します。

#### 第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）

(略)

3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
8,000 円未満	1%
8,000 円以上	1.5%

4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用され

る本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2,500円未満	本件対象額に1.5%を乗じた額に 51ポイントを加算した額
2,500円以上6,000円未満	本件対象額に5%を乗じた額に 51ポイントを加算した額
6,000円以上	本件対象額に6%を乗じた額に 51ポイントを加算した額

5 本条第3項を満たし、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第3項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。

6 本条第4項を満たし、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第4項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントを還元します。

#### 附則

(適用期日)

本改正規定は、2023年2月27日から適用します。

るものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
8,000円未満	1%
8,000円以上	1.5%

5 本条第3項を満たし、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第3項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

6 本条第4項を満たし、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第4項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

#### 附則

1 (適用期日)

本改正規定は、2023年4月1日から適用します。

#### 2 第5条（本ポイントの付与）に係る経過措置

(1) 第5条第2項に定める還元率に関して、2023年4月および5月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第5条第2項の表にかかわらず、次のとおりいたします。

本件対象額	還元率
5,000円未満	0.5%
5,000円以上8,000円未満	2%
8,000円以上	3%

(2) 第5条第4項に定める還元率に関して、2023年4月および5月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第5条第4項の表にかかわらず、次のとおりいたします。

本件対象額	還元率

5,000 円未満	1%
5,000 円以上 8,000 円未満	3%
8,000 円以上	5%

### 3 第 12 条（本ポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

- (1) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項の表、第 5 条第 4 項の表及び第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。
- (2) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。
- (3) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL のモンストでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。
- (4) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

### 4 第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

- (1) 第 13 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 3 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
2,500 円未満	本件対象額に 1.0% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
6,000 円以上	本件対象額に 5.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額

(2) 第 13 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
2,500 円未満	本件対象額に 1.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
6,000 円以上	本件対象額に 6% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額

(3) 第 13 条第 5 項に定める還元率に関して、第 13 条第 3 項を満たし、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 5 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントとします。

(4) 第 13 条第 6 項に定める還元率に関して、第 13 条第 4 項を満たし、当該本件契約者でのんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 6 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントとします。